２０２３年度　会津バスケットボール協会評議員総会　次第

日時　　令和５年４月８日（土）１４：００～
場所　　会津学鳳高等学校

1　開会の言葉　（副会長）
2　会長挨拶　（会長）
3　役員・各連盟理事長・各委員長自己紹介　（役員・各連盟理事長・各委員長）
4　議長選出　（事務局案）
5　報告事項
（１）県協会理事会報告　（理事長）

（２）会津体育協会報告　（理事長）
令和５年度優秀指導者・スポーツ功労者について

（３）各連盟・部会より
①社会人連盟　（連盟理事長）
②U-18 部会　（専門委員長）
③U-15 部会　（事務局長）
④U-12 部会　（事務局長）
（４）各委員会より
①総務委員会　（総務委員長）
１　各委員会の業務について
２　令和５年度　協賛金募集について
②競技委員会　（競技委員長）
１　令和５年度ＪＢＡチーム登録について
③審判委員会　（審判委員長）
１　ルールの改正について
２　令和５年度ＪＢＡ公認審判員ライセンス更新について
３　令和５年度ＪＢＡ公認審判員昇格者について
④技術委員会　（技術委員長）
１　令和５年度ＪＢＡ公認（D級・C級）コーチ養成講習会について
２　令和５年度ＪＢＡ公認コーチリフレッシュ講習会について
３　令和５年度ＪＢＡ公認キッズサポーター養成講習会について
（５）その他
１　中学生対象普及事業について　（技術委員会）
6　協議事項
（１）２０２２年度　行事報告　（理事長）
（２）２０２２年度　会計決算報告　（財務委員長）
（会計監査報告）
（３）２０２３年度　行事予定（案）について　（理事長）
（４）２０２３年度　会計予算（案）について　（財務委員長）
（５）２０２３年度　各種大会参加規程及び参加料について　（競技委員会）
オーバーエイジ部門の創設について
（６）２０２３年度　会津バスケットボール協会組織図及び役員改選について（理事長）
7　議長解任
8　事務連絡
※年度初め懇親会については、カテゴリー別の計画・実施となります
9　閉会の言葉　（副会長）
＊各連盟総会　U-18（講義室１）、社会人（大講義室）、U-15（大会議室）

（1）県協会理事会報告

令和４年度　チーム加盟数

チーム数　：　男子

2023.1現在

カテゴリー	チーム区分	詳細区分	地区区分									令和３年度比
			県北	県中	県南	会津	いわき	相双	県	計	合計	△増▲減
U１２	クラブ	—	34	21	11	15	15	4	—	100	100	△１
U１５	中学校	—	35	29	9	19	21	7	—	120		
	クラブ	—	1	6	1	4	2	1		15		
	Ｂクラブ U15	—	—	—	—	—	—	—	1	1	136	△３
U１８	高校	全日	19	—	25	10	12	5	—	71		
		定通	1		3				—	4		
	高専	—	—	—	—	—	1	—	—	1		
	クラブ	—		—					—	0		
	Ｂクラブ U18	—	—	—	—	—	—	—	1	1	77	▲１
一般	大学	—	1	—	1	1			—	3		
	専門学校	—		—					—	0		
	オープン	—	5	—	5	1	3	1	—	15		
	地域	—	1	—	1				—	2		
	Ｏ－40			—	1	1				2		
	Ｏ－50	男子のみ		—	1					1		
	フレンドリー50・60	—		—						0		
	Ｂクラブ	Ｂ２	—	—	—	—	—	—	1	1	24	△３
合計			97	56	58	51	54	18	3	337		△６

チーム数　：　女子

カテゴリー	チーム区分	詳細区分	地区区分									
			県北	県中	県南	会津	いわき	相双	県	計	合計	
U１２	クラブ	—	32	19	18	17	15	4	—	105	105	▲４
U１５	中学校	—	32	29	15	19	19	8	—	122		
	クラブ	—	1	5	3	3	2	1	—	15		
	Ｂクラブ U15	—								0	137	△１
U１８	高校	全日	15	—	20	7	10	5	—	57		
		定通	1	—	1	—	—	—	—	2		
	高専	—	—	—	—	—	1	—	—	1		
	クラブ	—		—					—	0		
	Ｂクラブ U18	—	—	—	—	—	—		—	0	60	△０
一般	大学	—	1	—					—	1		
	専門学校	—	—	—	—	—	—	—		0		
	オープン	—	1	—	1				—	2		
	地域	—		—					—	0		
	Ｏ－40	—		—					—	0		
	フレンドリー40	女子のみ		—	1	1			—	2		
	フレンドリー50・60	—		—					—	0		
	ＷＪＢＬ	—	—	—	—	—	—	—		0	5	△１
合計			83	53	59	47	47	18	0	307		▲２

令和４年度　競技者登録数

競技者数　　：　男子

2023.1現在

カテゴリー	チーム区分	詳細区分	地区区分									令和3年度比
			県北	県中	県南	会津	いわき	相双	県	計	合計	△増▲減
U１２	クラブ	—	563	406	167	294	281	54	—	1765	1765	△ 106
U１５	中学校	—	492	616	142	223	351	97	—	1921		
	クラブ	—	24	56	22	35	11	11		159		
	Ｂクラブ U15	男子のみ	—	—	—	—	—	—	15	15	2095	▲ 110
U１８	高校	全日	383	—	471	174	204	64	—	1296		
		定通	0	—	18				—	18		
	高専	—	—	—	—	—	14	—	—	14		
	クラブ	—		—					—	0		
	Ｂクラブ U18	男子のみ	—	—	—	—	—	—	8	8	1336	▲ 61
一般	大学	—	11	—	20	27				58		
	専門学校	—		—					—	0		
	オープン	—	73	—	70	13	46	13	—	215		
	地域	—	11	—	16				—	27		
	Ｏ－40	—		—	23	12			—	35		
	Ｏ－50	男子のみ		—	14				—	14		
	フレンドリー50・60	—		—					—	0		
	Ｂクラブ	Ｂ２	—	—	—	—	—	—	13	13	362	△ 67
合計			1557	1078	963	778	907	239	36	5558		△ 2

競技者数　　：　女子

カテゴリー	チーム区分	詳細区分	j								
			県北	県中	県南	会津	いわき	相双	県	計	合計
U１２	クラブ	—	404	304	243	207	224	60	—	1442	1442	▲ 75
U１５	中学校	—	332	396	172	152	215	81	—	1348		
	クラブ	—	23	36	22	17	12	6		116	1464	▲ 105
U１８	高校	全日	188	—	272	77	124	39	—	700		
		定通			11				—	11		
	高専	—	—	—	—	—	13	—	—	13		
	クラブ	—		—					—	0	724	▲ 27
一般	大学	—	9	—					—	9		
	専門学校	—		—					—	0		
	オープン	—	18	—	17				—	35		
	地域	—		—					—	0		
	Ｏ－40	—		—					—	0		
	フレンドリー40	女子のみ		—					—	0		
	フレンドリー50・60	—		—					—	0		
	ＷＪＢＬ	—		—					—	0	44	△ 2
合計			974	736	737	453	588	186	0	3674		▲ 205

令和5年度 福島県・会津バスケットボール協会 年間行事計画

県大会　東北大会　あ総…あいづ総合体育館
リーグ戦　全国大会

3月28日第1案

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	*	その他の行事
2023	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
4月								評議員総会							Bリーグ ボンズvsアルティーリ千葉 あ総							U12審判・MC講習会 河東									9(日)県協会審判総会(福島高) 社会人県リーグ4月～3月
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
5月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	D級コーチ講習会14(日)学鳳
				U15歳の町杯(押切)		高校体育大会 地区大会 あ総							第一回理事会 社員総会						U18喜多方S.C.(押切)	県障がい者スポーツ大会(いわき市)					県高校体育大会(会津) あ総・学鳳・若商							
																				大学南奥羽(福大)							U12米沢交流(押切)	大学南奥羽(仙台大)			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	*	東北第1回定例理事会24(土)青森
6月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		臨時評議委員会25(日) D級コーチ講習会11(土)いわき U16DC 4(日)18(日)
							全会津中体連 あ総 鶴体			会津総体 U12 押切			全会津中体連 あ総				会津総体 U12 河東							会津総体スポ少25河東							
										東北社会人L(秋田)							会津総体 成年 押切						東北高校選手権(青森県)	東北社会人L(福島)							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	U16DC 1(土)17(月)23(日)
7月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	U12DC 河東						県総体[一般・高校]兼県選手権(県南)									県U12サマーカップ(県中・県南)						県中体連大会(いわき)						県総体スポ少ミニ(県北)		第1回リフレッシュ講習会2(日)郡山
							県総体スポ少中学(相双)																					U15クラブ交流(押切		
																						東北社会人L(青森)				全国高校総体(札幌市)				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	審判初心者講習会5(土)郡山
8月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	U12県DC20(日) U13・U14DC 8月～2月 U15リーグ8月下旬～10月中旬 U16DC 6(日)10(木)13(日)27(日) 東北第2回定例理事会19(土)岩手
				U18喜多方S.L. (押切)				東北中学校(福島市)				ミニちびっ子 鶴体・河東						東北総体(岩手)								FID全日本選手権(福島)					
												東北U11サマーキャンプ (白石)							全国中学校(香川)							JBAkidsサポーター養成講習会 (若商)				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	*	県U15リーグ9～10月各(土日)
9月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		U12DC 24(日) U13,14DC12(土) C級コーチ講習会①9/30(土) ②10/1(日)若商
		高校選手権地区 (会津・会工)							U18リーグ ①(葵)							U12理事長杯 押切					U15全会津 選手権							U15全会津 鶴体		
																全日本選手権(一次ラウンド)(岩手)							U18リーグ ②(学鳳)					U12理事長杯		
		東北社会人L(福島)														スポーツマスターズ(16-19,福井)														河東		

令和5年度 福島県・会津バスケットボール協会 年間行事計画

県大会　東北大会　あ総…あいづ総合体育館
リーグ戦　全国大会

3月28日第1案

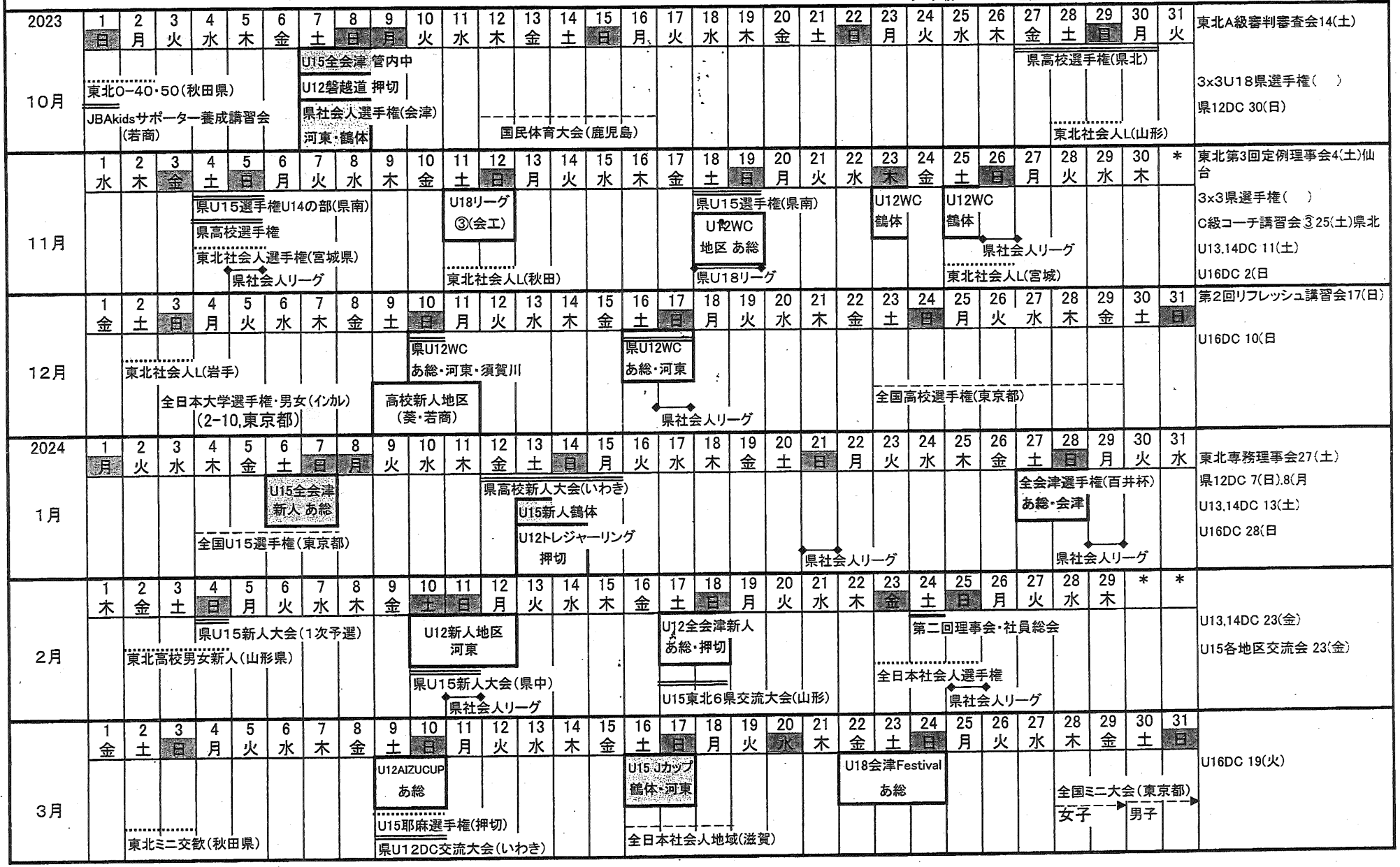

令和２年度以降　福島県大会　開催地区ローテーション表（案）

大会名	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
県総体・県選手権	会津	いわき	県北	県南	会津	いわき	県北
県社会人選手権大会	いわき	県北	県南	会津	いわき	県北	県南
県高校体育大会	いわき	県北	県南	会津	いわき	県北	県南
県高校選手権大会	県南	会津	いわき	県北	県南	会津	いわき
県高校新人大会	県北	県南	会津	いわき	県北	県南	会津
県中学校体育大会	会津	県南 会津	相双	いわき	県北	県南	
県総体（中学生）	県北	県北	県北	相双	相双		
県ジュニア選手権	県中	県北	会津	県南	いわき		
県ジュニア新人大会	県北	いわき	県南	県中	会津		
県Ｕ１２サマーカップ	県北	県北	県中	県中・ 県南	県中・ 県南	県中・ 県南	県中・ 県南
県Ｕ１２ウインター カップ	会津	会津	会津	会津・ 県北	会津・ 県北	会津・ 県北	会津・ 県北

地区　地区　中止となった大会

チーム加盟・競技者登録料の改定

JBA

- PBA登録料の設定額は、JBA登録料と同額を上限とする。
- 一般カテゴリー・Ⅱ種のJBA登録料は無料とし、PBAの上限額のみ設定する。

■現行（2018年度～）

カテゴリー	チーム加盟料 JBA	PBA*1	計	競技者登録料 JBA	PBA*1	計
U12	2,000	1,000	3,000	800 *2	400	1,200
U15	5,000	2,500	7,500	1,000	500	1,500
U18	8,000	4,000	12,000	1,000	500	1,500
一般	20,000	10,000	30,000	2,000	1,000	3,000

■2024年度～改定案

カテゴリー	種別	チーム加盟料 JBA	PBA*1	計	競技者登録料 JBA	PBA*1	計
U12	—	2,000	2,000	4,000	800 *2	800	1,600
U15	—	5,000	5,000	10,000	1,000	1,000	2,000
U18	—	8,000	8,000	16,000	1,000	1,000	2,000
一般	Ⅰ種	20,000	20,000	40,000	2,000	2,000	4,000
	Ⅱ種	0	5,000	5,000	0	2,000	2,000

＊1：都道府県協会の設定額は、上記金額を上限額とし、各PBAで定めることとします。
＊2：9歳以下の競技者登録料のJBA設定額は無料です。

U18リーグ戦について

令和５年４月８日（土）

１．令和５年度は昨年度と同じ６チームで行う。

①県リーグ参加校　男子２部：会津

女子１部：会津、女子２部：若商

②Ｕ１８で行う。

③プログラムは1000円で販売

④広告、協賛の値段について

・Ａ４１ページで２万円、１／２ページで１万円、１／４で５千円とする。

・作成担当地区→輪番制で作成する

作成：県南（R4）→会津（R5）→県北・相双（R6）→いわき（R7）

協賛：会津（R4）→県北・相双（R5）→いわき（R6）→県南（R7）

２．令和５年度計画

第１週　９月９日（土）１０日（日）

第２週　９月２３日（土）２４日（日）

第３週　１１月１１日（土）１２日（日）

予備日　１１月１８日（土）１９日（日）２３日（木）

５試合を３節で行う（１日２試合あり）

３．令和６年度よりリーグ戦８チーム

※すべて県リーグとして行う。

・１部リーグ（８チーム）

・２部リーグ（８チーム）

・３部リーグ（８チーム）

・４部リーグ（男子：県北・県南・会津・いわき相双）

（女子：県北・県南会津Ａ・県南会津Ｂ・いわき相双）

４．その他

（１）審判員を増やすための取り組み

①各チームより帯同審判を出してもらう。

※今後帯同審判を出せないチームからは審判協力金を出してもらうことも検討

②チームの帯同審判にも審判謝礼を支払う。

※１日1,000円か１試合1,000円かは予算によって変更もある。

③帯同審判が出せないチームに対しては、地区審判長からピックアップしてもらい積極的にだれか１人は講習会に出てもらうように促してもらう。

④リーグ戦前に審判部に講習会を計画してもらう。

⑤選手、マネージャーなど生徒にも謝金を支払うようにする。

※着なくなったレフリーウエアがあれば高校生へ提供して、審判活動を参加しやすくする。

会津バスケットボール協会業務内容

☆ 理事長（県理事）
- ① 理事会の代表　理事会の招集（委嘱状の作成と発行）・統括
- ② 各種大会の総括及び連絡・大会会場確保（各種委員会と連絡を密にする。特に総務委員会）
- ③ 会長代行
- ④ 県大会の会津開催の総括
  - ・前年度行事報告・本年度行事予定

☆ 総務委員会（県理事）
- ① 理事長補佐
- ② 評議委員会総会の諸準備　総会通知書・総会式次第
  - 総会出席者記入用紙
  - 役員名簿
  - 県理事会の資料作成
  - 修学旅行予定表
- ③ 登録書作成（一般）
- ④ 県協会へ提出　役員名簿
  - ・各委員会との連絡調整
  - ・優秀選手賞の手配（賞状・副賞）
  - ・大会時の開会式・閉会式進行
  - ・協賛金に関わる業務
  - ・協会ホームページに関わる業務

☆ 財務委員会
- ① 会津協会一般会計全般
- ② 協会備品購入
- ③ 各種大会時の慰労・反省会等の設営及び会計
- ④ 審判手当支給に関すること
- ⑤ 県大会（会津地区開催時）の会計全般
  - ・各種大会の参加料徴収

☆ 競技委員会
- ① チーム登録　ＪＢＡ・会津協会登録
- ② 協会備品・消耗品の管理　ショットクロック・ラインテープ等
- ③ 各種大会の競技運営全般　参加チームの確認・ 組合せ作成・スコアシートデータ作成
  - チーム登録及び登録料について・大会に使用する備品・消耗品の手配
  - 記録収集保管・閉会式の成績発表

☆ 審判委員会
- ① 各種大会時の審判割当・審判研修
- ② 各種大会の審判派遣
- ③ 審判の研修（含県からの伝達）
- ④ 審判講習会について（特にルール改正時）
  - ・ＴＯ講習会について

☆ 技術委員会
- ① 競技力強化・指導者育成に関すること　強化策
  - 強化講習会の企画・運営
  - 各種強化練習会
- ② 県からの伝達
- ③ 優秀選手選考
- ④ 各種大会における戦評作成

☆ Ｕ１２部会（ミニ連盟）
- ① Ｕ１２部会の運営全般
- ② Ｕ１２部会主催各種大会の企画・運営全般

☆ Ｕ１５部会（中学校体育連盟・ジュニア連盟）
- ① 中学校体育連盟の運営全般
- ② Ｕ１５部会主催各種大会・行事の企画・運営全般

☆ 社会人連盟
- ① 社会人連盟の運営全般
- ② クラブ・大学・実業団・家庭婦人大会の企画・運営全般

☆ 会計監査
- ① 会津バスケットボール協会一般会計監査

☆ Ｂリーグ担当
- ① Ｂリーグ会津開催時の中心（企画・運営等）

☆ 県選出理事（２名）
- ① 県最高審議機関の県理事会に出席　理事長・総務委員長

☆ Ｕ１８部会（高体連専門部会）
- ① 高体連の下部組織
- ② 県インターハイ・県新人・県選抜高校大会時の連絡・調整

☆ 会津体協理事（２名）
- ① 会津体育協会の競技団体理事　体協理事会に出席

☆ 会津若松市体協理事（２名）
- ① 会津若松市体育協会の競技団体理事　体協理事会に出席
- ② 競技力向上強化補助金の計画と請求書作成及び報告書と決算書作成

会津バスケットボール協会規約（２０１９～）

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、会津バスケットボール協会と称する。

（事務局）

第２条　本会は、事務局を会長の指定する所に置く。

（目的）

第３条　本会は、会津地区のバスケットボール界を代表する団体として、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「ＪＢＡ」という。）及び一般社団法人福島県バスケットボール協会（以下、「県協会」という。）に加盟し、同地区におけるバスケットボール競技界を統括し、地区のバスケットボールの普及及び振興を図り、バスケットボールを通じて、地区民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）各種バスケットボール大会の主催、統括及び後援。

（２）バスケットボール競技の普及・発展並びに技術向上のための研究並びに指導。

（３）バスケットボール競技施設の拡充に関すること。

（４）バスケットボール競技に関する刊行物の発行。

（５）チーム及び競技者の登録に関すること。

（６）前各号に付帯関連する一切の事業。

第２章　加盟及び登録

（加盟義務）

第５条　本会は、会津地区のバスケットボール界を代表する唯一の団体として、ＪＢＡ、東北バスケットボール協会及び県協会に加盟する。

（チーム加盟・競技者登録）

第６条　ＪＢＡ、県協会及び当会の実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者は、ＪＢＡおよび県協会または当会にチーム加盟及び競技者登録をしなければならない。

第３章　役員等

（員数）

第７条　本会に、次の役員を置く。

（１）理事２０名以上３３名以内

（２）監事2名以上４名以内

２　理事のうち、１名を会長、若干名を副会長、１名を理事長、１名を総務委員長、１名を競技委員長、１名を強化委員長、１名を審判委員長とする。

３　各加盟団体の運営の実状に応じて理事と同等の業務に携わる理事待遇を置くことができる。

４　前項の会長をもって、当会の代表理事とする。

（選任等）

第８条　理事及び監事は評議員総会の決議によって選任する。

２　会長、副会長、理事長、総務委員長、競技委員長、強化委員長、審判委員長は理事会の決議によって理事の中から定める。

（理事の職務権限）

第９条　理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款が定めるところにより、その業務を執行する。

（監事の職務権限）

第１０条　監事は、理事の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（任期）

第１１条　役員の任期は、選任後２年間以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　役員は、辞任または任期満了後において、定員に欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（解任）

第１２条　役員は、理事会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総理事の半数以上であって、総理事の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第１３条　役員は無報酬とする。

２　役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第４章　理事会

（構成）

第１４条　当会に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第１５条　理事会は、次の職務を行う。

（1）当会の名誉を毀損、若しくは当会の目的に反する行為をしたとき。
（2）成年被後見人、若しくは被保佐人になったとき。
（3）死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
（4）解散したとき。
（5）その他、理事会の決議を経て、評議員総会の同意があったとき。

第８章　専門委員会

（専門委員会）
第３０条　当会の事業を遂行するため、次の専門部及び委員会を置く。
（1）総務委員会（総務委員会、財務委員会、規則・裁定委員会）
（2）競技委員会（競技運営委員会、記録報道委員会）
（3）技術委員会（指導者育成委員会）
（4）審判委員会（審判委員会、審判審査委員会、ＴＯ委員会）
2　前項の専門委員会以外に必要に応じて理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。
3　専門委員会の委員、構成及び事業内容等は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
4　前項目にかかわらず、急を要する場合には、会長が特別委員会を設置し、委員、構成および事業内容等を定めることができる。

第９章　方部協会及びアンダーカテゴリー部会

（方部協会）
第３１条　当会は、内各方部のバスケットボール団体を統轄し、バスケットボールの普及及び振興を図る。
2　本会に新たに加盟する団体は、理事会の承認を受けなければならない。

（アンダーカテゴリー部会）
第３２条　当会は、次の各アンダーカテゴリー部会のバスケットボール界を総括し、バスケットボールの普及及び進行を図る。
（1）Ｕ１８部会
（2）Ｕ１５部会
（3）Ｕ１２部会

第１０章　各種連盟および協力団体

（各種団体）
第３３条　当会は、次の連盟を加盟団体とする。
（1）会津社会人バスケットボール連盟（シニアを含む）
（2）高等学校体育連盟会津地区バスケットボール専門部（Ｕ１８部会と連動する）
（3）会津ジュニアバスケットボール連盟（Ｕ１５部会と連動する）
（4）会津ミニバスケットボール連盟（Ｕ１２部会と連動する）
2　本会に新たに加盟する団体は、理事会の承認を受けなければならない。

（協力団体）
第３４条　当会は、次の団体を協力団体とする。
（1）中体連
（2）障がい者連盟

第１１章　事業及び会計

（事業年度）
第３５条　当会の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（事業計画及び収支予算）
第３６条　本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

（事業報告及び決算）
第３７条　当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定例評議員総会に提出・報告し、承認を受けなければならない。
（1）事業報告
（3）決算報告
2　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務局に１０年間備え置くとともに、定款及び役員名簿を主たる事務局へ備え置くものとする。

（剰余金の分配の制限）
第３７条　当会は、役員その他のものに対し、剰余金を分配することができない。

（残余財産の帰属）
第３８条　当会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員総会の決議を経て、当会と類似の事業を目的とするほかの公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（特別会計）
第３９条　本会に、バスケットボール普及と競技力向上のための「特別会計」を置く。
2　大会参加費、補助金、寄付金、協賛金及びその他を収入にあてる。
3　本会が主催する各種強化大会・講習会等の開催に支出する。

付　則

本規約は、理事会の決議によらなければ変更することができない。
この規則は平成３０年４月１２日から施行する。
平成３１年４月１３日一部改正。

（１）当会の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）会長、副会長、理事長、総務委員長、競技委員長、強化委員長、審判委員長の選定及び解職

（開催）
第１６条　当会の理事会は、定例理事会及び臨時理事会とし、定例理事会は毎年度４月に評議員総会前に開催し、臨時理事会は、必要に応じて開催する。

（招集）
第１７条　理事会は、会長が招集する。
２　会長が掛けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
３　理事会の招集通知は、会日より１週間前までに理事に対して発する。
４　役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。
５　理事会が相当と認めた場合には、理事以外の者をオブザーバーとして理事会に参加させることができる。ただし、オブザーバーに議決権はない。

（議長）
第１８条　理事会の議長は、当該理事会おいて、出席した理事の互選により選任する。

（決議）
第１９条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第２０条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が意義を述べたときは、この限りではない。

（報告の省略）
第２１条　理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

第５章　評議員総会

（構成）
第２２条　当会の目的に賛同し、学校関係は部活動顧問、ミニ及び社会人関係はチーム代表者及びバスケットボール愛好者を評議員とする。

（開催）
第２３条　当会の評議員総会は、定例評議員総会及び臨時評議員総会とし、定例評議員総会は毎年度４月に開催し、臨時評議員総会は、必要に応じて開催する。

（権限）
第２４条　評議員総会は、次の事項を決議する。
（１）前年度行事報告
（２）前年度決算
（３）理事の改選（２年に１回）
（４）本年度行事予定
（５）本年度予算
（６）その他、重要事項

（招集）
第２５条　評議員総会は、法令に別段の定めがある場合に除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２　評議員総会の招集通知は、会日より１週間前までに各評議員に対して発する。

（議長）
第２６条　評議員総会の議長は、当該評議員総会において、出席した評議員の互選により選任する。

（議決権）
第２７条　評議員総会における議決権は、評議員１名につき１個とする。

（議決の方法）
第２８条　評議員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席評議員数の議決権の過半数をもってこれを行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席評議員数の半数以上であって、出席評議員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）役員の解任
（２）定款の変更
（３）解散
（４その他法令で定められた事項）

第７章　名誉会長、顧問及び参与

（名誉会長、顧問及び参与）
第２９条　当会に、名誉会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。
２　名誉会長、顧問及び参与は、理事会の決議を経て、評議員総会の同意により会長が委嘱する。
３　名誉会長、顧問及び参与は次のいずれかに該当するに至ったときは、除名される。

会津バスケットボール協会慶弔規程

（趣旨）
第１条　本規程は、本協会の役員等の慶弔に際しての祝意、弔意等について必要事項を定める。

（表彰祝意）
第２条　本協会の加盟団体及び役員等が、上部団体から表彰を受けた場合は祝意を表することができる。

（記念行事祝意）
第３条　本協会の加盟団体または加盟登録チームが各種記念行事を開催し、本協会が招きを受けたときは、会長の承認を得て祝金あるいは記念品を贈ることができる。
２　関係団体の各種記念行事についても同様とする。
３　祝金あるいは記念金の金額は 10,000 円相当とする。

（協会役員等への弔意）
第４条　本協会の役員及び元役員及び以下に挙げる親族が死亡した場合には、弔電、献花により弔意を表す。

（１）顧問・参与本人	弔電（協会長名）	献花（協会長名）
（２）会長本人	弔電（協会名）	献花（協会名）
会長配偶者	弔電（協会名）	献花（協会名）
会長の親	弔電（協会名）	
（３）副会長・理事本人	弔電（協会長名）	献花（協会長名）
副会長・理事配偶者	弔電（協会長名）	献花（協会長名）
副会長・理事の親	弔電（協会長名）	
（４）元理事・前理事本人	弔電（協会長名）	

（関係団体への弔意）
第５条　関係団体への弔意は理事長の判断のもと必要に応じて協議し、会長の承認を受けて弔慰金、弔電、献花等を決定して弔意を示す。

（報告）
第６条　この規定に該当する本人または関係者は、当該事項があった場合に本協会事務局に連絡する。
２　本協会事務局とは原則として理事長、あるいは総務委員長とする。

附　則　この規程は平成２９年４月１日から施行する。